

他条文により確認		【月例等】との差異		【定事検/月例等】との差異		東京電力			
柏崎刈羽7号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)		
						「実条件性能確認」適合の考え方			
						実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】			
						実条件性能確認評価/フロン			
66-1-1	ATWS緩和設備(代替制御挿入機能)	(1)運転上の制限 ATWS緩和設備(代替制御挿入機能)が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数(論理毎) 原子炉圧力高:2チャンネル 原子炉水位異常低(レベル2):2チャンネル 所要数 手動ARI:2個 (2)確認事項 1. 代替制御挿入機能 機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 2. 原子炉圧力高 7.48MPa[gage]以下 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 3. 原子炉水位異常低(レベル2) 1.165cm以上(圧力容器等レベルより) 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM	【設置許可本文】 発電用原子炉が運転を緊急に停止しなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備(代替制御挿入機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、全制御棒を全挿入させて発電用原子炉を未燃焼にできる設計とする。また、ATWS 緩和設備(代替制御挿入機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで動作させることができる設計とする。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・原子炉停止時に実施する定事検において模擬信号を投入した実作動試験を実施している。 ・代替制御挿入機能に必要な模擬入力を与えることにより、論理回路を動作させ、警報、表示灯等の確認を行うことにより判断基準を満足することを確認している。 【日常管理】 ・代替制御挿入機能動作信号であり、論理回路を動作させる事は、制御棒全挿入による原子炉停止を引き起こすリスク増加することから通常運転中の「実条件性能確認」は監視により担保している。 ・日常点検表により、指示値を確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。	
66-1-2	ATWS緩和設備(代替制御挿入機能)	(1)運転上の制限 ATWS緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数(論理毎) 原子炉圧力高:2チャンネル 原子炉水位異常低(レベル3):2チャンネル 所要数 RFP-ASD手動停止:10台 (2)確認事項 1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能 機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 2. 原子炉圧力高 7.48MPa[gage]以下 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 3. 原子炉水位異常低(レベル2) 1.165cm以上(圧力容器等レベルより) 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 4. RFP-ASD手動スイッチ 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM	【設置許可本文】 発電用原子炉が運転を緊急に停止しなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル3)の信号により冷却材再循環ポンプ4台を自動停止し、原子炉水位低(レベル2)の信号により冷却材再循環ポンプ6台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を制御できる設計とする。また、ATWS 緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで、冷却材再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・原子炉停止時に実施する定事検において模擬信号を投入した実作動試験を実施している。 ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能に必要な模擬入力を与えることにより、論理回路を動作させ、警報、表示灯等の確認を行うことにより判断基準を満足することを確認している。 【日常管理】 ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ動作信号であり、論理回路を動作させる事は、再循環ポンプ・トリップによる原子炉停止を引き起こすリスク増加することから通常運転中の「実条件性能確認」は監視により担保している。 ・日常点検表により、指示値を確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。	
66-3-1	代替自動減圧機能	(1)運転上の制限 (1)代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)が動作可能であること (2)自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること 動作可能であるべき所要数・チャンネル数(論理毎) 代替自動減圧機能論理回路:1系 原子炉水位異常低(レベル1):2チャンネル 残置熱除去系ポンプ吐出圧力高:1チャンネル 自動減圧系の起動阻止スイッチ:1系 (2)確認事項 1. 代替自動減圧機能 機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 2. 原子炉水位異常低(レベル1) 936cm以上(圧力容器等レベルより) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 3. 残置熱除去系ポンプ吐出圧力高 0.94MPa[gage] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM 4. 始動タイム 10分以下 チャンネル校正を実施する。定事検停止時 電気機器GM 5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ 論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM	【設置許可本文】 代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)は、原子炉水位低(レベル1)及び残置熱除去系ポンプ運転(低圧注水モード)の場合に、過剰安全弁用電磁弁を動作させることにより、過剰安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることができる設計とする。18個の過剰安全弁のうち、4個がこの機能を有している。なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が動作すると、高圧炉心注水系及び低圧注水系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・原子炉停止時に実施する定事検において模擬信号を投入した実作動試験を実施している。 ・代替自動減圧機能に必要な模擬入力を与えることにより、論理回路を動作させ、警報、表示灯等の確認を行うことにより判断基準を満足することを確認している。 【日常管理】 ・代替自動減圧機能動作信号であり、論理回路を動作させる事は、原子炉急減圧によるLOCA状態の創出を引き起こすリスク増加することから通常運転中の「実条件性能確認」は監視により担保している。 ・巡視点検により、動作不能でないことを当該計器の指示値で確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。	
66-5-6	格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	(1)運転上の制限 格納容器内水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること 所要数 格納容器内水素濃度:66-13-1に定める 格納容器内酸素濃度(SA):66-13-1に定める 格納容器内酸素濃度:66-13-1に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、サンプリング装置により原子炉格納容器内の雰囲気ガスから原子炉区域内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)		
66-9-2	原子炉建屋内の水素濃度監視	(1)運転上の制限 原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であること 所要数 原子炉建屋内水素濃度:8個 (2)確認事項 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	【設置許可本文】 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋内に漏入した水素ガスの濃度を測定するため、炉心の著しい損傷が発生した場合に水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる重大事故等対処設備として、原子炉建屋水素濃度は、中央制御室において連続監視できる設計とし、常設代替直流通電設備又は可搬型直流通電設備からの給電が可能な設計とする。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-9-3	使用済燃料プールの監視設備	(1)運転上の制限 使用済燃料プール監視設備が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域):1 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA):1 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ):1 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ:1 常設代替直流通電設備:66-12-1に定める 可搬型代替直流通電設備:66-12-2に定める 所内蓄電式直流通電設備:66-12-4に定める 可搬型直流通電設備:66-12-5に定める (2)確認事項 1. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 機能検査を実施する。定事検停止時 計測制御GM 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 計測制御GM	【設置許可本文】 使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、想定される重大事故等時の使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、所内蓄電式直流通電設備及び可搬型直流通電設備から給電が可能であり、使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、常設代替直流通電設備又は可搬型代替直流通電設備から給電が可能な設計とする。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査(確認項目1~3) ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域) ・動作不能でないことを指示により確認する。 【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・動作不能でないことを指示により確認する。 【判定基準】 ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
			【設置許可本文】 監視機能健全性確認検査(確認項目4) ・試験装置を用いてカメラの機能を確認する。また、必要に応じ表示灯等の確認を行う。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査(確認項目4) ・試験装置を用いてカメラの機能を確認する。また、必要に応じ表示灯等の確認を行う。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを確認する。(外観点検、カメラの表示確認)	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【月例等】 ・定事検において評価した結果を担保し、毎月の確認では冷却装置の外観の確認を行うことで機能が維持されていることを確認する。 ・冷却装置はSRCMの評価で点検を実施しており外観確認で問題ないと判断する。冷却装置からカメラまでの確認は静的機器であり、同様に外観確認のみで問題ないと判断する。 以上より実条件性能を確認していると整理する。	

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイレランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン	
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 1. 原子炉圧力容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力容器温度 代替パラメータ要素 ①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 ③原子炉水位(広帯域) ④原子炉水位(燃料域) ⑤原子炉水位(SA) ⑥残留熱除去系熱交換器入口温度 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM		監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-	
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 2. 原子炉圧力容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力容器温度 原子炉圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM		同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 3. 原子炉圧力容器内の水位	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位(SA) 高圧代替注水系統流量 復水補給水流量(RHR A 系代替注水流量) 復水補給水流量(RHR B 系代替注水流量) 原子炉隔離時冷却系統流量 高圧炉心注水系統流量 残留熱除去系統流量 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 格納容器内圧力(S/G) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM		同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 4. 原子炉圧力容器への注水量	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧代替注水系統流量 原子炉隔離時冷却系統流量 高圧炉心注水系統流量 復水補給水流量(RHRA 系代替注水流量) 復水補給水流量(RHRB 系代替注水流量) 残留熱除去系統流量 代替パラメータ要素 復水貯蔵槽水位(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(SA) サブプレッション・チェンバール水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM		同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 5. 原子炉格納容器への注水量	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 復水補給水流量(RHR B 系代替注水流量) 復水補給水流量(格納容器下部注水流量) 代替パラメータ要素 復水貯蔵槽水位(SA) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/G) 格納容器下部水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM		同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 6. 原子炉格納容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル雰囲気温度 サブプレッション・チェンバール気体温度 サブプレッション・チェンバール水温度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/G) サブプレッション・チェンバール水温度 サブプレッション・チェンバール気体温度 [サブプレッション・チェンバール気体温度](常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM		同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 7. 原子炉格納容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) 代替パラメータ要素 格納容器内圧力(S/C) ドライウェル雰囲気温度 [格納容器内圧力(D/W)](常用計器) 格納容器内圧力(D/W) サブプレッション・チェンバ氣體温度 [格納容器内圧力(S/O)](常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM		監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 8. 原子炉格納容器内の水位	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 サブプレッション・チェンバ・プール水位 格納容器下部水位 代替パラメータ要素 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量) 復水貯蔵槽水位(SA) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) [サブプレッション・チェンバ・プール水位](常用計器) 主要パラメータの他チャンネル 復水補給水系流量(格納容器下部注水流量) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 9. 原子炉格納容器内の水素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内水素濃度(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度(SA) 格納容器内水素濃度 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 10. 原子炉格納容器内の放射線量率	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル [エリア放射線モニタ](有効監視パラメータ) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 11. 制御棒の維持又は監視率	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 起動領域モニタ 平均出力領域モニタ [制御棒操作監視系] 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 平均出力領域モニタ [制御棒操作監視系](有効監視パラメータ) 起動領域モニタ (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 12. 最終ヒートシフトの確保 (1)代替循環冷却系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 サブプレッション・チェンバ・プール水温度 復水補給水系温度(代替循環冷却) 復水補給水系流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量) 復水補給水系流量(格納容器下部注水流量) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル サブプレッション・チェンバ氣體温度 サブプレッション・チェンバ・プール水温度 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力容器温度 復水補給水系流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水系流量(格納容器下部注水流量) 復水移送ポンプ吐出圧力 格納容器内圧力(S/C) サブプレッション・チェンバ・プール水位 ドライウェル雰囲気温度 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量) 格納容器下部水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブレコン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシートの確保 (2)格納容器圧力逃がし装置	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置出口放射線モニタ フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置金属フィルタ差圧 フィルタ装置スクラバ水pH 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/O) 格納容器内水素濃度(SA) フィルタ装置水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシートの確保 (3)耐圧強化ベント系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 耐圧強化ベント系放射線モニタ フィルタ装置水素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度(SA) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシートの確保 (4)残留熱除去系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 残留熱除去系系統流量 代替パラメータ要素 原子炉圧力容器温度 サプレッションチャンバプール水温度 残留熱除去系熱交換器入口温度 原子炉補機冷却水系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バイパスの監視 (1)原子炉圧力容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/O) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バイパスの監視 (2)原子炉格納容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル雰囲気温度 格納容器内圧力(D/W) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/O) ドライウェル雰囲気温度 【格納容器圧力(D/W)】(常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バイパスの監視 (3)原子炉建屋内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 代替パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 【エリア放射線モニタ】(有効監視パラメータ) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブレコン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 14. 水源の確保	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 復水貯蔵槽水位(SA) サブプレッション・チェンバ・プール水位 代替パラメータ要素 高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A系代替注水流)量 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流)量 原子炉隔離時冷却系統流量 高圧炉心注水系系統流量 復水補給水系流量(格納容器下部注水流)量 原子炉水位(正常域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 復水移送ポンプ吐出圧力 [復水貯蔵槽水位](常用計器) 残留熱除去系系統流量 復水移送ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 [サブプレッション・チェンバ・プール水位](常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 15. 原子炉建屋内の水素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 66-8-2に運転上の制限を定める 主要パラメータ要素 原子炉建屋水素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 静的触媒式水素再結合器動作監視装置 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 16. 原子炉格納容器内の酸素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内酸素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ 17. 使用済燃料プールの監視	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 66-9-3に運転上の制限を定める 主要パラメータ要素 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ(使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む) 代替パラメータ要素 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方					
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブレコン				
66-13-2	補助パラメータ 1. 電源関係	(1)運転上の制限 補助パラメータが監視可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 M/C C電圧:1 M/C D電圧:1 M/C E電圧:1 P/C C-1電圧:1 P/C D-1電圧:1 P/C E-1電圧:1 直流125V主母線巻A電圧:1 直流125V主母線巻B電圧:1 直流125V主母線巻C電圧:1 直流125V充電器巻A-2蓄電池電圧:1 AM用直流125V充電器巻蓄電池電圧:1 AM用直流125V充電器巻蓄電池電圧:1 非常用D/G発電機電圧:1(1系列あたり) 非常用D/G発電機周波数:1(1系列あたり) 非常用D/G発電機電力:1(1系列あたり) 第一GTG発電機電圧:1 第一GTG発電機周波数:1 電源車電圧:1(1台あたり) 電源車周波数:1(1台あたり) (2)確認事項 1. 補助パラメータ(電源関係)を監視する計器の機能を確認する。定事検停止時 電気機器GM 2. 補助パラメータ(電源車電圧及び電源車周波数を除く)を監視する計器が健全であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 4. 補助パラメータ(電源車電圧及び電源車周波数)を監視する計器が健全であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	運転性能検査 ・第一GTG計器:66-12-1にて確認 ・電源車計器:66-12-2にて確認 ・蓄電池計器:66-12-4にて確認	第一GTG計器 (66-12-1にて確認)	第一GTG計器 66-12-1にて確認	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)				
										電源車計器 (66-12-2にて確認)	電源車計器 66-12-2にて確認	(他条文により確認)	(他条文により確認)
性能検査 ・電源計器	電源計器	【日常点検】 日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-								
66-13-2	補助パラメータ 2. その他	(1)運転上の制限 補助パラメータが監視可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 (その他) 高圧室素ガス供給系ADS入口圧力:1(1系列あたり) 高圧室素ガス供給系室素ガスポンベ出口圧力:1(1系列あたり) 格納容器圧力過剰し装置ドレンタンク水位:4 格納容器圧力過剰し装置・新圧強化ベント系遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力:1(1本あたり) RCWサージタンク水位:1(1系列あたり) 原子炉補機冷却水系統熱交換器出口冷却水温度:1(1系列あたり) (2)確認事項 2. 補助パラメータ(その他)を監視する計器のチャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM 3. 補助パラメータ(電源車電圧及び電源車周波数を除く)を監視する計器が健全であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査項目の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-				
										【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。		
66-13-3	可搬型計測器	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 可搬型計測器:23個 (2)確認事項 1. 所要数の可搬型計測器の機能検査を実施する。1年に1回 計測制御GM 2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 代替電源(交流、直流)からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検査項目の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型計測器が動作可能であること。	<差異無し>	-				
66-13-4	パラメータ記録	(1)運転上の制限 安全パラメータ表示システム(SPDS)が動作可能であること 所要数 データ伝送装置:66-17-1に定める 緊急時対策支援システム伝送装置:66-17-1に定める SPDS表示装置:66-17-1に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)により計測結果を記録する。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)				